

災害等緊急時における通信手段の確保に関する実態調査－過疎高齢化地域を中心として－ 改善意見通知事項及びその回答(対応措置状況)

- 実施調査時期：平成 27 年 12 月～28 年 3 月
 - 改善意見通知先：九州総合通信局 改善意見通知日：平成 28 年 3 月 24 日、回答日：平成 28 年 6 月 30 日、2 回目回答日：平成 29 年 2 月 10 日
改善意見通知先：西日本電信電話株式会社九州事業本部 改善意見通知日：平成 28 年 3 月 24 日、回答日：平成 28 年 7 月 4 日、2 回目回答日：平成 29 年 2 月 8 日

改善意見通知事項	九州総合通信局、N T T九州事業本部の回答（対応措置状況）
災害等緊急時における通信手段の確保	<p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した対応措置状況 ⇒ 2回目のフォローアップ時に確認した対応措置状況</p>
<p>(1) デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等</p> <p>九州総合通信局は、デジタル方式の同報系防災行政無線の双方向通話機能の有効活用等を図る観点から、県と連携を図り、引き続き市町村防災担当者会議等の機会を利用するなどして、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① デジタル方式の同報系防災行政無線について、市町村に対して、屋外拡声子局に双方向通話機能が付加できること、特に孤立可能性集落等においては、同機能の付加が有効な手段であることの周知を行うとともに、双方向通話機能等の活用方法や維持管理等の助言を行うこと。</p>	<p>【九州総合通信局】</p> <p>→ ① 防災行政無線のデジタル化が進んでいない市町村に対しデジタル化を勧めるときや、市町村からデジタル化の相談を受けたときには、これまでと同様に双方向通話機能の有効性、その活用方法や維持管理等について助言した。</p> <p>また、「平成 28 年熊本地震」のため、出席はできなかったが、平成 28 年 4 月 22 日に宮崎市で開催された「宮崎県市町村防災行政無線運営協議会」においては、同報系防災行政無線がデジタル化されることの特徴として、双方向通話機能の有効性も記載した資料の配布を行ったほか、6 月 22 日に開催した「非常通信セミナー」の講演においても、市町村その他主要な電気通信事業者や無線局免許人等の参加者を対象に、同報系防災行政無線がデジタル化されることの特徴として、双方向通話機能の有効性についてもスライド説明した。</p> <p>今後開催される会議などの周知の機会には、同報系防災行政無線がデ</p>

改善意見通知事項	九州総合通信局、N T T九州事業本部の回答（対応措置状況）
<p>② 固定電話の中には、停電時には利用できないものがあることについて、市町村広報紙等による住民への注意喚起を市町村に促すこと。</p>	<p>ジタル化されることの特徴として双方向通話機能が有効な通信手段となることの周知に加え、双方向通話機能等の活用方法や維持管理等についての助言も行っていくこととしている。</p> <p>⇒ 市町村の防災行政無線の開設を希望する際のヒアリング（平成 28 年 4 月から 12 月までの間では 18 市町村）や、各県が行う防災行政無線実務担当者研修会等（平成 28 年 7 月以降では長崎県、大分県及び鹿児島県の 3 県）において、双方向通話機能が有効な通信手段となることの周知に加え、双方向通話機能等の活用方法や維持管理等についての助言を行った。 （参考） 調査結果の通知があった平成 28 年 3 月以降に免許を受けた自治体は 7 市町村の全てが双方向機能を付加している。</p>
<p>(2) 災害時優先電話の指定促進</p> <p>九州総合通信局は、市町村における災害時優先電話の指定の促進及び災害等緊急時における円滑な活用を図る観点から、市町村に対して、 i) 災</p>	<p>→ ② 「災害時優先電話の指定促進及び停電時の固定電話等の利用に係る注意喚起について（周知依頼）」（平成 28 年 6 月 6 日付け九通電第 322 号）により、各県情報政策担当課経由で、「停電時の固定電話等の利用に係る注意喚起について」として、固定電話の中には停電時には利用できないものがあることについて市町村広報誌等により住民への注意喚起を行うよう市町村に促した。</p> <p>⇒ 今後とも機会を捉え、再度周知を図ることとしている。 また、平成 26 年末から九州総合通信局のホームページのトップページにも、重要なお知らせとして、常時、「停電時の固定電話・IP 電話の利用について」を掲載しており、総務省の該当するページへリンクを張ることにより、注意喚起を行っている。</p>
	<p>【九州総合通信局】</p> <p>→ 「災害時優先電話の指定促進及び停電時の固定電話等の利用に係る注意喚起について（周知依頼）」（平成 28 年 6 月 6 日付け九通電第 322 号）により、</p>

改善意見通知事項	九州総合通信局、NTT九州事業本部の回答（対応措置状況）
<p>害時優先電話の指定対象機関には地方下部機関や指定管理者等が含まれること、ii) 災害時優先電話の電話番号は外部に公表しないことなど市町村が承知しておくべき情報について、より一層の周知に努めること。</p>	<p>各県情報政策担当課経由で、「災害時優先電話の指定促進について」として、災害時優先電話の指定促進及び災害等緊急時における円滑な活用を図る観点から、i) 災害時優先電話の指定対象機関には地方下部機関や指定管理者等が含まれること、ii) 災害時優先電話の電話番号は外部に公表しないことなど、市町村が承知しておくべき情報について、市町村への周知に努めた。</p> <p>⇒ 今後とも機会を捉え、再度周知を図ることとしている。</p>
<p>(3) 第一種公衆電話の災害等緊急時における利用環境の整備</p> <p>NTT九州事業本部は、公衆電話（主として第一種公衆電話）の災害等緊急時における活用環境の整備を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 終日（24時間）利用が可能でない、又は第一種公衆電話としてふさわしくない場所に設置された第一種公衆電話について、同一メッシュ又は近隣メッシュの不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話と指定替えできないか、一斉点検を行った上で、指定替えができるものがあれば指定替えを実施すること。</p>	<p>【NTT九州事業本部】</p> <p>→ ① 平成28年5月、終日（24時間）利用が可能でないNTT九州事業本部管内（沖縄県を除く。）の第一種公衆電話710台の全てを対象に、代わりとなる不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が、同一メッシュ又は近隣メッシュに存在しないか、社内のシステムから対象となる第一種公衆電話の地図情報を確認することにより、一斉点検を実施した。</p> <p>この結果、終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が236台（県別にみると、福岡県31台、佐賀県1台、長崎県37台、大分県1台、熊本県12台、宮崎県115台、鹿児島県39台）確認できしたことから、平成28年6月17日までに、この236台全てについて指定替えも完了した。完了済みの中には、第一種公衆電話としてふさわしくない場所に設置されているとの指摘があった9台も含まれている。</p> <p>しかし、残り474台については、調査の結果、指定替えが可能なものがなかったことから、今後とも一斉点検を毎年実施し、今回と同様の視点から指定替えができるものがあれば指定替えを行っていくこととしている。</p> <p>⇒ 平成28年5月の一斉点検後の指定替えを実施した後、第一種公衆電話の廃止等の個別機会を捉え、適切に指定替えを行っている（以下②参照）。</p>

改善意見通知事項	九州総合通信局、NTT九州事業本部の回答（対応措置状況）
<p>② 第一種公衆電話は、不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能なものとすることを基本とし、第二種公衆電話の廃止時又は道路拡張等に伴う第一種公衆電話の廃止時には、同一.Mesh又は近隣.Meshにおいて必要な調整を図った上で、適切な指定替えを行うこと。</p>	<p>今後においても一斉点検を毎年実施し、前回と同様の視点から指定替えができるものがあれば指定替えを行っていくこととしている。</p> <p>→ ② 改善意見の通知を受けた後、NTT九州事業本部管内（沖縄県を除く。）には、第一種公衆電話の廃止が、平成28年4・5月の2か月で50台あり、これらの廃止に当たっては、代わりとなる不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が同一.Mesh又は近隣.Meshに存在しないかを全て確認した。</p> <p>この結果、廃止する第一種公衆電話のうち44台について、代わりとなる終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が確認できたことから、これらの第二種公衆電話については、第一種公衆電話への指定替えを完了している。</p> <p>なお、今後とも、第一種公衆電話を廃止する際には、今回と同様の視点から、終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が同一.Mesh又は近隣.Meshに存在しないかを確認し、可能な場合には適切に指定替えを行っていくこととしている。</p> <p>⇒ 平成28年6月から12月末日までに、第一種公衆電話の廃止は160台あり、これらの廃止に当たっては、代わりとなる不特定多数の誰でもが終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が同一.Mesh又は近隣.Meshに存在しないかを全て確認した。</p> <p>この結果、廃止する第一種公衆電話のうち118台について、代わりとなる終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が確認できたことから、これらの第二種公衆電話については、第一種公衆電話への指定替えを完了している。</p> <p>なお、引き続き、第一種公衆電話を廃止する際には、今回と同様の視点から、終日（24時間）利用が可能な第二種公衆電話が同一.Mesh又は近隣.Meshに存在しないかを確認し、可能な場合には適切に指定替えを行っていくこととしている。</p>
<p>③ 県と連携をする中で、次の事項について市町村に対して、より一層の周知に努めること。</p>	<p>→ ③ 平成28年5月16日から31日までの間、九州内の全ての県に「公衆電話の設置場所検索サイト」のサンプルを持参し、各県の担当者には、i) NTT</p>

改善意見通知事項	九州総合通信局、NTT九州事業本部の回答（対応措置状況）
<p>i) 東日本大震災を契機に公衆電話の社会インフラ（災害等緊急時における通信手段）としての重要性が再認識され、NTT九州事業本部ではウェブページで公衆電話の設置場所等の情報を公開していること。</p> <p>ii) 自治体の作成する防災マップやウェブページの防災情報等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することは、住民が災害等緊急時に備える等の目的に資するものとされていること。</p>	<p>西日本がウェブで公衆電話の設置場所等の情報を公開していること、ii) 自治体の作成する防災マップ等に常設の公衆電話の設置場所を掲載することを奨励するとともに、県内の市町村に対し説明した内容を周知していただくようお願いした。</p> <p>⇒ 九州内各県に対する県内市町村への周知依頼については、平成28年5月末日までに完了しているが、今後も引き続き、災害等緊急時に適切な対応がとれるよう、各県とも連携していくこととしている。</p>
<p>(4) 避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置促進</p> <p>NTT九州事業本部は、避難所における特設公衆電話（事前設置）の設置を一層推進する観点から、i) 県と連携する中で、県が市町村別の設置箇所計画数等を必要とした場合、その元となる情報について、できる限り具体的な数字で示す、ii) 協定情報等について、市町村において公表すると判断した場合、積極的に公表し制度の周知を図るなど、普及に資する取組が必要である。</p>	<p>【NTT九州事業本部】</p> <p>→ 平成27年11月末現在、九州管内233市町村のうち、避難所における特設公衆電話（事前設置）が設置済みの66市町村を除く167市町村に対して、平成28年5月末までに特設公衆電話設置協定に関する勧奨を完了した。その結果、新たに19市町村が設置し、計85市町村で特設公衆電話（事前設置）の設置が完了しており、引き続き、継続的な取組を推進する。</p> <p>なお、九州の7県の防災担当とは、従来どおり、災害対策会議等を通じて協力体制を維持していくこととしている。</p> <p>⇒ 平成28年5月までに、九州管内233市町村のうち、避難所における特設公衆電話（事前設置）が設置されていない市町村に対し、特設公衆電話設置協定に関する勧奨を完了したところであるが、平成28年4月から9月までで、新たに23市町村（28年6月から9月まででは14市町村）が設置し、計99市町村で特設公衆電話（事前設置）の設置が完了している。</p> <p>なお、九州の7県の防災担当とは、従来どおり、災害対策会議等を通じて協力体制を維持していくこととしている。</p>
<p>(5) 通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車の貸与の周知及び訓練等での活用推進</p> <p>九州総合通信局は、通信手段確保のための移動通信機器及び移動電源車</p>	<p>【九州総合通信局】</p>

改善意見通知事項	九州総合通信局、NTT九州事業本部の回答（対応措置状況）
<p>について、貸与の周知及び訓練等での活用推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 県と連携を図り、市町村防災担当者会議等の機会を利用するなどして、移動通信機器及び移動電源車の貸与及び訓練等での活用に係る制度について引き続き周知に努めること。</p> <p>② 非常通信マニュアルを改訂した際は、平成20年時と同様にマニュアルの九州管内の全市町村への配布について、九州地方非常通信協議会において検討すること。</p>	<p>→ ① 平成28年熊本地震に際し、速やかに熊本県及び大分県と連絡を取り、被災した市町村に移動通信機器及び移動電源車の要望を聴取した上で貸与を行った。</p> <p>また、平成28年6月22日開催の「非常通信セミナー」の講演において、市町村その他主要な電気通信事業者や無線局免許人等の参加者を対象に、移動通信機器及び移動電源車の貸与の周知及び訓練等での活用を呼び掛けた。</p> <p>今後開催される会議においては、平成28年熊本地震の実績を踏まえ同様の周知に努める。</p> <p>⇒ 平成28年7月以降、総合防災訓練及び防災通信担当者が参集する会議等6会場において、移動通信機器及び移動電源車の無償貸与制度の資料を配付するとともに、熊本地震の際に被災自治体に貸与した移動通信機器や移動電源車の使用実績を表すパネルを展示して周知した。</p> <p>→ ② 平成28年6月22日開催の九州地方非常通信協議会総会において、マニュアルを改訂した際には九州管内全市町村へ配布することとした。</p> <p>⇒ 九州地方非常通信協議会で非常通信マニュアルの改訂作業を進めており、平成29年3月末までに九州管内全市町村へ配布する予定である。</p>